

資料 15

宮城県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

①次に示す第1号及び第2号の期間が通算して5年以上900日以上であること

②第3号の期間が通算して10年以上1800日以上であること

③第1号から第3号までの期間が通算して3年以上540日以上かつ第4号の期間が通算して5年以上であること

第1号 相談支援 業務	次のア～キに勤務する者が、 <u>相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）</u> に従事した期間	第2号と通算して5年以上	
ア	障害児相談支援事業，身体（知的）障害者相談支援事業，地域生活支援事業		
イ	児童相談所，身体（知的）障害者更生相談所，精神障害者社会復帰施設，精神障害者地域生活支援センター，福祉事務所，発達障害者支援センター，保健所，市町村役場		
ウ	障害者支援施設，障害児入所施設，老人福祉施設，精神保健福祉センター，救護施設及び更生施設，介護老人保健施設，地域包括支援センター		
エ	障害者職業センター，障害者雇用支援センター，障害者就業・生活支援センター		
オ	特別支援学校（進路相談，教育相談の業務）		
カ	病院若しくは診療所（社会福祉主事任用資格者，訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者，第4号に掲げる資格を有している者並びに第1号の第1のア～オ及びキに掲げる従業者の期間が1年以上の者に限る）	第2号と通算して5年以上	
キ	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者 ○情緒障害児短期治療施設 ○認知症対応型共同生活援助事業 ○居宅介護支援事業 ○仙台市障害者家族支援等推進事業		
第2号 直接支援 業務	次のア～カに勤務する者であって，社会福祉主事任用資格者，訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者，保育士，児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という）が， <u>直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき，入浴，排せつ，食事その他の介護を行い，並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務，その他の職業訓練や職業教育等の業務）</u> に従事した期間		第1号と通算して5年以上
ア	障害者支援施設，障害児入所施設，老人福祉施設，介護老人保健施設，病院又は診療所の病室であって療養病床		
イ	障害福祉サービス事業，障害児通所支援事業，老人居宅介護等事業		
ウ	病院若しくは診療所又は薬局，訪問看護事業所		
エ	特例子会社，重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所		
オ	特別支援学校（職業教育の業務）		
カ	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者 ○市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所 ○情緒障害児短期治療施設 ○仙台市障害者家族支援等推進事業 ○認知症対応型共同生活援助事業	10年以上	
第3号 直接支援 業務（資格なし）	第2号ア～カに勤務する者であって，社会福祉主事任用資格者等でない者が，直接支援の業務に従事した期間		

第4号 国家資格者	第1号～第3号までの期間が通算して3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士，視能訓練士，義肢装具士，歯科衛生士，言語聴覚士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，管理栄養士，栄養士，精神保健福祉士	5 年 以上
----------------------	--	--------------

※1 ここでいう「1年以上の実務経験」とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいいます。

※2 「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいいます。

※3 「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。

※4 公的な補助金又は市町村等委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば実務経験に含まれます。

※5 第4号の国家資格等による業務に5年以上従事している者で、上記の相談業務又は直接業務と重複する場合には、そのうち3年以上の実務経験でよいこととなる。

※※※実務経験証明は、3年以上の実務経験及びそれ以前の国家資格等による業務と合算した合計5年以上の実務経験証明書が必要となります。

(例：①看護師として5年病院で勤務した者は、障害者支援施設での介護業務は3年でよいこととなる。)

※6 実務経験となる障害児関連施設としては、児童相談所，知的障害児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設，重症心身障害児通園事業，児童デイサービスを行う施設等が含まれます。

※7 「施設」「市町村役場」等における事務員としての業務は、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言，指導その他の支援を行う業務）に従事した期間とは認められず、本研修受講要件に該当なりません。

宮城県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修に係るQ&A

1	保育所の保育士は該当になるか。	保育所は国の告示にない施設であるため該当になりません
2	障害児専任の保育士をしていた場合はどうか？	公立保育所において障害児専任の保育士として勤務していたことの証明が得られる場合は、該当します。
3	児童養護施設における業務は該当となるか。	国の告示にない施設であるため、該当になりません
4	現在無職であり、来年4月から、受講修了を条件にサービス管理責任者として配置される予定である。申込書欄の記載はどのようにしたらよいか（属せず個人で申込み場合）。	申込書の内容・法人印は採用予定の法人が記載の上、公印を押印してください。 また、採用（雇用）内定通知書等を添付の上、サービス管理責任者として配置予定がわかるように、採用先の法人より理由書を公印押印の上、提出してください
5	ハローワークにおける障害者の就労相談や職業訓練校における就労相談は実務要件に該当となるか。	国の告示に該当しない施設であり、該当となりません
6	事業所が廃業となっているため、実務経験証明書が取得できない場合、どのようにすればよろしいか。	①勤務実態、②業務内容などがわかる書類を提出するとともに、提出困難な理由書（震災によるため等）を添付してください。提出された内容に基づき宮城県と協議の上、実務経験を判断させていただきます。
7	他県で既にサービス管理責任者研修を修了しているが、宮城県で他分野のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として勤務する場合何日間の受講が必要か。	全体講義3日間が免除となり、分野別演習2日間の受講が必要です。 ただし、県内の事業所に勤務している（予定の）方が対象となります。
8	申込み時点で実務経験必要期間を満たさないと受講はできないか。	平成29年3月日までに実務期間を満たすことが見込まれる場合、受講申込みが可能です。ただし、実務経験を満たした時点で改めて実務証明書を3月日（必着）までに提出していただき、満たした時点で修了証書を送付します。
9	申込みしたが受講ができなかった場合、提出した書類は返却してもらえるか。	本研修のために提出された書類は、いかなる理由があっても返却いたしかねます。
10	相談支援従事者初任者研修（又はサービス管理責任者等研修）の修了証書を津波により流失してしまったが、再発行はしてもらえるか。	紛失等については、相談支援従事者初任者研修は宮城県障害福祉課（022-211-2543）、サービス管理責任者研修は宮城県社会福祉協議会研修課（022-225-8479）までお問い合わせください。
11	経験年数の数え方として、例えば1日4時間の勤務でも1日とみなせるか。	みなします。
12	申込みをしていた者が急遽参加できなくなった場合、別の者と変更可能か。	できません。研修途中にあっても同様です。 ただし、事業所の運営に支障が生じ、結果的に利用者が不利益になるような事態等にあつては、所管する行政機関と協議の上判断される場合があります。
13	相談支援従事者初任者研修を受講しないと、本研修は受講できないか。	宮城県は、相談支援従事者研修とは切り離れた研修となっており、相談支援従事者研修を受講していなくても本研修の申込みは可能です。 (相談支援従事者初任者研修を受講していることで、全体講義の2日間が免除となります。)
14	障害者支援施設で勤務しています。生活介護支援の他、利用者本人、家族、関係機関と	相談支援業務については、その者が要援護者に対して相談支援業務等に専従として配置された者であり、概ね別表で定

	の連絡調整を行っています。これらは相談支援業務に該当するか	める相談支援事業等に従事する者です。
15	国家資格保有者は実務経験3年のみでよいか	国家資格保有者は、別表で定める相談業務又は直接業務に従事した期間が通算で3年と（1年あたり180日以上）が必要ですが、 <u>この他に国家資格に基づく業務従事期間が2年以上必要です。</u>
16	相談支援従事者初任者研修を修了しているがその後、現任研修を受講せず失効してしまった。2日間の受講免除は適用になるか	適用になります。
17	現在、他県に住んでいるが、宮城県内の法人等に雇用が内定している。今回、宮城県での研修修了後に宮城県内の事業所でサービス管理責任者として従事する者は受講可能か。	可能です。 本研修は宮城県内のサービス事業所にサービス管理責任者として配置される方を対象としておりますが、他県にお住いの方であって、修了後直ちに宮城県内の事業所に雇用されサービス管理責任者として従事する場合は可能となります。 ただし、お申込みは法人推薦であるため、雇用が内定している法人の推薦を受けてください。
18	受講決定後に受講者の姓名、住所が変更となった。変更手続きは可能か。	可能です。ただし、修了証書発行まで（分野別研修最終日）に確認できた場合は新姓名にて発行します。修了証書発行後は姓名に変更が生じても、修了証書の再発行には応じられませんのでご注意ください。
19	無資格だが、第1号と第3号の合算で、5年の実務経験でよいのか。	実務経験一覧表で第1号と第3号の合算はできません。無資格の方は10年以上、又は第1号で5年以上の実務経験が必要です。
20	特別支援学校での教員は該当になるか。	特別支援学校での経験については、第1号オ「 <u>特別支援学校の教員で相談支援の業務従事期間</u> 」、又は第2号オ「 <u>特別支援学校の従業者（教員、寄宿舎職員、介助員等）で直接支援の業務従事期間</u> 」が該当になります。
21	現在資格を取得中であるが、いつまでに取得すると認められるか。	サビ管等研修修了日までに修了し、資格証を提出することを条件とします。
22	社会福祉主事資格の確認はどのように行えば良いか？	社会福祉法第19条第1項において定められている「社会福祉に関する科目」は卒業された年度において規定されていた指定科目名に基づいて確認します。 <u>成績証明書をもとに自らの責任で卒業した学校に照会し要件を満たしていることを確認の上で、受講申込を行って下さい。</u>